

ホストに追徴課税 続出

歌舞伎町 無申告相次ぐ

日本一の歓楽街、東京・歌舞伎町のホストクラブ数軒の経営者、ホストらが昨年、東京国税局の税務調査を受け、申告漏れを指摘されるケースが相次いだことがわかった。クラブ関係者などによると、申告漏れの

総額は2011年までの3年間で2億円前後とみられ、それぞれ追徴課税されたという。

ホストは売上高に応じて店から報酬が支払われ、客に対する売掛金(ツケ)も自らの責任で回収するなど

ホストの税金

ホストクラブの経営者がホストに報酬を支払う場合、1日あたり5千円を控除した後10・21%をかけた金額を源泉徴収(天引き)し、税務署に納付す

る。1日に1万円の報酬であれば、510円を天引きする。ホストは天引きされた報酬から、衣装代やプレゼント代などの必要経費を差し引いた1年間の所得を計算し、税務署に確定申告する必要がある。

自営業者の側面が強い。税法上も「個人事業者」として扱われ、報酬の一部を源泉徴収された後、経費を差し引いて確定申告する。

関係者によると、税務調査を受けたのは、ホストクラブの経営者数人と、収入から必要経費を差し引いた年間所得が1千万円前後の「売れっ子」のホスト数人。クラブを経営する法人も含まれているとみられる。

収入が年間4千万円もありながら確定申告をしていなかったり、地方税なども合わせて数百万円を追徴課税されたりしたホストもいた。経営者によると、追徴

課税を受けたが手持ちの資金がなく、店から借金をしたケースもあるという。

ホストクラブは店舗の入れ替わりが早い。国税局が実態をつかむのが難しいとされ、経営者やホストには税金を納める意識が低かったという。今回、申告漏れを指摘された経営者とホストの大半が無申告だったとされる。

一方で、ホストの中には、源泉徴収されたことで「税金を払った」と勘違いするなど、税金の仕組みを知らなかったことによる申告漏れもあったという。

「税金に気が回らず」

約600軒四方の東京・歌舞伎町には、約190店のホストクラブがひしめき、約3千人のホストが働く。

「客のツケが回収できず持ち出しも多い。税金にまで気が回らなかった」。数年前に東京国税局の税務調査を受け、追徴課税されたという人気ホストだった30代の男性はこう振り返る。

周りのホストは、一獲千金を目指して地方から上京してきた若者ばかり。ホストの身分を明かすとマンションの部屋を借りられないため、店の寮と一緒に住み込んだ。社会は自分たちに

何もしてくれない。「税金を払っていいことがない、という思いがみんなに根強かった」と話す。

大手ホストクラブの経営幹部も「ホストから聞かれれば税金の仕組みを教えるが、誰も聞いてこない。そもそも税金を払わない店も少なくない」と明かす。

関係者によると、歌舞伎町にホストクラブが開店したのは1970年代初期。2000年代、ホストを主役にしたテレビドラマ「夜王」などの影響で増え、店舗数は06年に250店を超えた。3年前に125店ま

で減ったが、最近再び増えてきているという。

「ホストの低年齢化が顕著で、未成年者や大学生のアルバイトも増えている」。警察関係者は「ここ数年の特徴を指摘する」。

(村上潤治、今村優莉)